

# ご寄附のお願い

大阪大学歯学部附属病院では、教育・研究、および病院運営に対し、企業や個人の皆様方から広く寄附金を受け入れ、歯科医療の発展を通じて地域支援や社会貢献に役立てています。

大阪大学歯学部附属病院は、全国の中核病院の一つとして口腔に関する専門医療の提供、将来の口腔医療を担う医療従事者の育成、さらに、新たな治療法の開発など臨床歯科医学の発展を推進し、歯科医療技術の水準の向上に貢献することを基本理念としております。

大阪大学歯学部附属病院の運営をはじめ教育研究の充実発展のために、格別のご支援をお願い申し上げます。

## ● 寄附金の使い方

歯学部附属病院運営助成金は、病院の環境整備ならびに教育研究などの病院運営に有効活用させていただきます。

## ● 寄附金の受入れの制限

次に該当する寄附金は、**受入れることができません**

- 寄附金を受入れることによって財政負担が伴うもの
- 寄附金を受入れる場合に次の条件が附されているもの
  - 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること
  - 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権などを寄附者に譲与し、または無償で使用させること
  - 寄附金について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
  - 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部または一部を取り消すことができること

## ● 寄附金による税制上の優遇措置

ご寄附いただいた寄附金には、税制上の優遇措置があります

寄附者が会社などの場合

- 寄附金の全額が損金に算入されます

寄附者が個人の場合

- その年中に寄附した合計額(総所得額の40%を限度)から2千円を差し引いた額について、所得控除を受けることができます

## ● ご寄附をいただいた方への顕彰

歯学部附属病院運営助成金へご寄附をいただいた皆様には

- 大阪大学総長名の感謝状を贈呈させていただきます
- ご芳名を歯学部附属病院のホームページに掲載させていただきます
- さらに、50万円以上のご寄附をいただいた方には、ご芳名をプレートに記し、歯学部附属病院のエントランスに掲示させていただきます。

## ● 寄附の申込み手続き

歯学部附属病院運営助成金への寄附(一口1,000円以上)をしていただける方は、別添用紙に必要事項を記入の上、下記の担当までご連絡をお願いいたします。

なお、**寄附金は手続き後のお振込みとなります。**



問い合わせ先

大阪大学歯学部附属病院 総務課 経理係  
大阪府吹田市山田丘1-8 Tel:06-6879-2909

